**吸　収　分　割　契　約　書**

株式会社●●（以下「甲」という。）及び株式会社●●（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関して、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割の方法）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、別添１記載の承継対象事業（以下「本件事業」という。）第４条第１項記載の権利義務を乙に承継させる。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：●●

住所：●●

(2) 吸収分割承継会社

商号：●●

住所：●●

第3条（本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、●●年●月●日とする。但し、本件分割の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

１． 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別添２「承継権利義務明細書」記載のとおりとする。

２． 乙が、甲から承継する債務に関しては、重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第5条（分割対価の交付）

＜株式を交付する場合＞

乙は本件分割に際し、甲に対して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として普通株式●株を発行し、その全てを甲に交付する。

＜対価を交付しない場合＞

乙は本件分割に際し、甲に対して、分割により承継する権利義務の対価を交付しない。

第6条（乙の資本金及び準備金）

＜具体的な数字を入れる場合＞

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 資本金の額　　　金●円

(2) 資本準備金の額　金●円

(3) 利益準備金の額　金●円

＜抽象的に留めておく場合＞

本分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する承認を得る。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行う。

第9条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について法令によるか否かを問わず、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める株主総会における承認又は本件分割の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

●年●月●日

（甲：分割会社）

住　所：●●●●

会社名：株式会社●●

代表者：代表取締役　●●●●

（乙：承継会社）

住　所：●●●●

会社名：株式会社●●

代表者：代表取締役　●●●●

（別添１）

承 継 対 象 事 業

承継対象事業は、以下のとおりとする。

１．

２．

（別添２）

承 継 権 利 義 務 明 細 書

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する以下に掲げる資産、債務、契約等その他甲の有する権利義務のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、●●年●月●日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日において本件事業に属する、現金、預金、売掛金、棚卸資産その他一切の流動資産及び甲に帰属する未収入金。但し、以下に掲げるものを除く。

・

・

(2) 固定資産

効力発生日において本件事業に属する無形固定資産、投資その他の資産並びに甲に帰属する有形固定資産及び無形固定資産のうち水道施設利用権、電話加入権及びソフトウェア。但し、以下に掲げるものを除く。

・

・

２．承継する債務・負債

(1) 流動負債

効力発生日において本件事業に属する、買掛金その他一切の流動負債並びに甲に属する未払金及び未払費用。但し、以下に掲げるものを除く。

・

・

(2) 固定負債

効力発生日において本件事業に属する一切の固定負債。但し、以下に掲げるものを除く。

・

・

３．承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

本件事業に関して甲が第三者と締結しているその他の契約等（但し、雇用契約を除く。）及びこれらに付随関連する権利義務。但し、以下に掲げるものを除く。

・承継にあたり契約の相手方から同意を取得することが必要であるにもかかわらず、当該同意を取得できなかった契約

・

・

４．承継する雇用契約等

効力発生日において甲に在籍し、本件事業に主として従事する全ての従業員（雇用形態を問わず、かつ出向者、休職者及び内定者を含む。）に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務

５．知的財産

効力発生日において甲が保有する特許、実用新案、商標、意匠、著作権その他知的財産権。但し、以下に掲げるものを除く。

・

・